

静岡県告示第625号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月9日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川天竜線	掛川市下垂木字小山平 2711番の6から 掛川市下垂木字神田 2318番の1まで	前	Ⓐ 14.0～20.0	Ⓐ 131.0
				Ⓑ 14.0～25.0	Ⓑ 138.8
			後	Ⓐ 14.0～20.0	Ⓐ 131.0
				Ⓑ 11.6～21.0	Ⓑ 138.8

=====

静岡県告示第626号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月9日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	浜北袋井線	袋井市山科字豊田 3564番の13から 袋井市堀越字深田 711番の13まで	前	20.1～21.1	203.1
			後	21.0～21.5	203.1

=====

静岡県告示第627号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月9日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川山梨線	掛川市下垂木字小山平 2711番の6から 掛川市下垂木字神田	前	Ⓐ 14.0~20.0	Ⓐ 131.0
				Ⓑ 14.0~25.0	Ⓑ 138.8
		2318番の1まで	後	Ⓐ 14.0~20.0	Ⓐ 131.0
				Ⓑ 11.6~21.0	Ⓑ 138.8